

事業系一般廃棄物の減量化・資源化計画書作成のお願い

〒586 - 8501

河内長野市原町一丁目1番1号

河内長野市 環境経済部 環境衛生課 資源循環係

TEL 0721-53-1111

内線 407~409

目 次

(本編)

1．廃棄物について	1
2．多量排出事業者について	2
3．多量排出事業者における事業系一般廃棄物の減量化・資源化計画書の記入方法	4

(法律編)

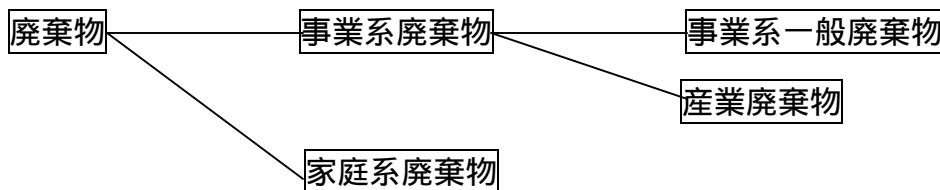
4．廃棄物の処理及び清掃に関する法律	7
5．河内長野市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	9
6．河内長野市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則	13

1. 廃棄物について

(1) 廃棄物の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）では廃棄物を「一般廃棄物」と「産業廃棄物」の2種類に大別しています。また、河内長野市廃棄物の減量化・資源化及び適正処理に関する条例（以下「本市条例」という。）においては、次のように定義しています。

- ・ **事業系廃棄物** 事業活動に伴って生じた廃棄物をいいます。
（「事業系一般廃棄物」と「産業廃棄物」を併せたものを指します。）
- ・ **事業系一般廃棄物** 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいいます。
- ・ **家庭系廃棄物** 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいいます。



* 参考

産業廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物をいいます。

産業廃棄物の処理については、事業者自ら処理するか都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者に処理を委託してください。

河内長野市及び南河内環境事業組合では、産業廃棄物の収集運搬及び処理は行っていません。

(2) 事業系一般廃棄物に対する法等の規制について

・事業者の責務

廃棄物処理法第3条及び本市条例第4条において、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と規定されています。

・自己処理及び処理の申込

事業者は、その事業活動に伴って生じた一般廃棄物を自己で適正に処理するか、自己で処理できない場合については、河内長野市に一般廃棄物の処理の申込をしなければなりません。

2 . 多量排出事業者について

- (1) 廃棄物処理法第6条の2第5項において、「市町村長は、その区域内において事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者に対し、当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる」と規定されています。この規定を受けて本市条例においても、一定以上の事業系一般廃棄物を排出する事業者を多量排出事業者とし、一般廃棄物の減量化・資源化の計画書の提出と廃棄物管理責任者を選任し、届け出を義務付けた規定を設けています。多量排出事業者の皆様には、本市における事業系一般廃棄物の減量化・資源化のモデル事業者として、本市のごみ減量化・資源化施策を推進するための重要な役割を担っていただき、廃棄物循環型社会形成のためのご協力をお願いすることになります。

(2) 多量排出者の定義

本市における多量排出事業者とは、1日平均84キログラム又は45リットル袋14個分以上の一般廃棄物を排出する事業者をいいます（本市条例施行規則第3条）。

(3) 多量排出者の義務

事業系一般廃棄物の減量の推進及び適正な処理に関する計画書（以下「事業系一般廃棄物の減量化・資源化計画書」という。）を提出すること（本市条例第9条第1項）、
廃棄物管理責任者を選任し、届け出をすること（本市条例第9条第3項）。

(4) 廃棄物管理責任者の選任

廃棄物管理責任者の選任は、各営業所、各支店等がある場合は、営業所、支店ごとに選任してください。

事業者は、廃棄物管理責任者を事業所から生じる一般廃棄物の減量及び適正な処理の推進についての職務権限を有し、その役割を遂行できる者のうちから選任してください。

(5) 廃棄物管理責任者の役割

廃棄物管理責任者は、次の役割を遂行してください。

事業所等から生じる一般廃棄物の発生量、処理状況及び再利用可能物の日常的な実態を把握する。

多量排出事業者における事業系一般廃棄物の減量化・資源化計画書の作成。

事業所等から生じる廃棄物の発生抑制及び資源化の推進。

従業員に対する廃棄物の発生抑制及び資源化の推進のための指導。

再生資源の引き取り業者との調整（分別の方法、集積場所、収集回数、契約など）

立入検査（廃掃法第19条）に対する立ち会い。

本市との連絡調整。

(6) 調査及び指導

本市は多量排出事業者における事業系一般廃棄物の減量化・資源化計画書の内容の実施状況等について、調査及び指導を行うことができます（本市条例第9条第2項）。

ただし、この調査及び指導は、廃棄物の発生抑制、資源化等に関する調査であり、それ以外の目的をもって行うものではありません。

(7) 多量排出事業者に対する勧告等

改善勧告 多量排出事業者が正当な理由なくして義務違反等をした場合、改善等の措置を講じられるよう勧告を行うことができます。（本市条例第10条）

受入拒否 多量排出事業者が、上記改善勧告に従わなかったときは、当該事業所等から排出される一般廃棄物の収集、運搬の拒否及び南河内環境事業組合管理者に対し、その管理する施設への受け入れを拒否するよう要請することができます。（本市条例第11条）

3 . 減量化・資源化計画書の記入方法

事業者の住所等について

「計画書」は、市内にある事業所ごとに記入し提出してください。

「年月日」は、この計画書を作成された日を記入してください。

「事業者の住所、氏名、電話番号」については、本市域内の住所、法人名、代表者名及び電話番号を記入してください。なお、当該事業所等が営業所又は支店等の場合については、その代表者名で提出してください。この場合、会社印については、営業所、支店の印並びにその代表者印で結構です。

事業の概要について

「業種」については、具体的に記入してください。

「建物の名称」については、当該店舗の名称を記入してください。

「事業所等の所在地」については、当該店舗の所在地を記入して下さい。

「事業所敷地面積」については、駐車場面積も含めて記入してください。なお、駐車場が、敷地外にある場合は、その内書きを（ ）で記入してください。

「事業所の延べ床面積」については、建物すべての面積を記入してください。

「従業員数」については、アルバイト、パートを含めた人数を記入して下さい。

（ ）内には、アルバイト、パートの人数を記入してください。

「廃棄物管理責任者」については、前期3(5)廃棄物管理責任者の役割の内容を確認のうえ、職名及び氏名を記入し、押印してください。

ごみ減量化・資源化施設の有無について

「ごみ減量化・資源化施設の有無」については、該当するような施設を設置している場合は、「有」に 印をし、その内容及び機種名を記入してください。なお、該当するような施設がない場合は「無」に 印を記入し、その他は空白としてください。

ごみ減量化・資源化の現況について

「ごみ減量化・資源化の現況」については、現在実施している具体的な方策を記入してください。

再生資源の引き取り業者関係について

「種類」については、再生資源としてリサイクルされているものすべてを記入してください。例えば、牛乳パック等を店頭回収している場合も品目ごとに回収業者名とあわせて記入してください。

「許可番号」については、金属類を引き渡している場合で、大阪府知事における許可番号を記入してください。

今後のごみ減量化・資源化の取り組みについて

「今後のごみ減量化・資源化の取り組み」については、当該計画書の裏面の排出量等を確認し、資源化率の低いものについて、今後どのように減量化・資源化していく予定かを記入してください。

前年度と比較して増減した理由について

「前年度と比較して増減した理由」については、その理由を具体的に記入してください。

計画書裏面の廃棄物の排出量等について

実績の記入方法（前年度の実績を記入してください。）

「排出量 A」については、前年度の廃棄物の排出量を種類ごとに記入してください。

「資源化量 B」については、前年度の資源化した量を種類ごとに記入してください。

「焼却施設搬入量 C」については、前年度資源化できずにごみとして排出した量を記入してください。

「資源化率 B/A 」については、前年度それぞれのごみが、どの程度、資源化されたかを確認する欄です（小数点以下第 1 位以下を四捨五入）。

計画の記入方法（当該年度の計画を記入してください）

「排出量 D」については、本年度の廃棄物の排出予測量を種類ごとに記入してください。

「資源化量 E」については、本年度どの程度まで資源化できるか、努力目標となる数値を種類ごとに記入してください。

「焼却施設搬入量 F」については、本年度資源化できずにごみとして排出するであろうと予測される量を記入してください。

「資源化率 E/D 」については、それぞれのごみが、本年度、どの程度、資源化されるか

を確認する欄です（小数点以下第 1 位を四捨五入）。

対前年度比の記入方法

「排出量 $D - A$ 」、「資源化量 $E - B$ 」、「焼却施設搬入量 $F - C$ 」は、それぞれ前年度と比較してごみがどの程度増減するかを確認する欄です。

排出量及び焼却施設搬入量の数値がマイナスとなり、資源化量の数値がプラスとなるよう、努力していただく事がこの取り組みの目的となります。

ご協力をお願いします。

< 法律編 >

4 . 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 { 抜粋 }

(昭和 4 5 年 1 2 . 2 5 法律第 1 3 7 号)

(目的)

第 1 条 この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(事業者の責務)

第 3 条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

(市町村の処理等)

第 6 条の 2 第 4 項 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物については、なるべく自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については、その一般廃棄物処理計画に従い当該一般廃棄物を適正に分別し、保管する等市町村が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

- 5 市町村長は、その区域内において事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者に対し、当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。

(事業者の協力)

第6条の3 環境大臣は、市町村における一般廃棄物の処理の状況を調査し、一般廃棄物のうちから、現に市町村がその処理を行っているものであつて、市町村の一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らしその適正な処理が全国各地で困難となっていると認められるものを指定することができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による指定に係る一般廃棄物になる前の製品、容器等の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、環境省令で定めるところにより、当該市町村において当該一般廃棄物の処理が適正に行われることを補完するために必要な協力を求めることができる。

5 .河内長野市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例{ 抜 粋 }

(平成7年3月31日)

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進すること等により廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物を適正に処理し、併せて清潔を保持することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)及び浄化槽法(昭和58年法律第43号)の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- (2) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (3) 家庭系廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- (4) 再利用 活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び利用すること又は資源として利用することをいう。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

- 2 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を図ること等により、積極的に廃棄物の減量に努めなければならない。
- 3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合にその適正な処理が困難とならないようにするとともに、適正な処理が困難となっている廃棄物について、自ら回収し、又はその他の措置を講じるよう努めなければならない。
- 4 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理の確保等に関し、市の施策に協力するとともに清潔の保持に努めなければならない。

(事業者が行う減量等の推進)

第7条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して長期間使用することが可能な製品の開発、製品の修理及び回収体制の確保等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

- 2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、自ら包装、容器等に係る基準を設定する等により、包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の減量に努めなければならない。
- 3 事業者は、物の販売等に際して、過剰包装の自粛、容器の回収等を行うように努めなければならない。

(多量排出事業者の義務)

第9条 多量の事業系一般廃棄物を排出する事業者として規則で定める者(以下「多量排出事業者」という。)は、当該事業者が排出する事業系一般廃棄物の減量の推進及び適正な処理に関する計画書(以下「計画書」という。)を、規則で定めるところにより市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により提出された計画書及びその実施について、調査し、指導することができる。
- 4 多量排出事業者は、当該事業所から排出される事業系一般廃棄物の減量の推進及び適正な処理に関する業務を行わせるため、廃棄物管理責任者を選任し、その旨を市長に届け出なければならない。廃棄物管理責任者を変更したときも、同様とする。

(改善勧告)

第10条 市長は、多量排出事業者が正当な理由なくして前条第1項の計画書の提出若しくは同条第3項の届出を怠り、又は同条第2項の規定による調査、指導に協力せず、若しくは従わないときは、当該多量排出事業者に対し、期限を定めて必要な改善その他の措置を講じよう勧告することができる。

(受入拒否の要請)

第11条 市長は、多量排出事業者が、前条の規定による勧告に従わなかったときは、多量排

出事業者が排出する事業系一般廃棄物について、南河内環境事業組合管理者に対し、その管理する処理施設への受入れを拒否するよう要請することができる。

(一般廃棄物処理計画の告示)

第12条 市長は、法第6条第1項の規定に基づく一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定めたときは、これを告示するものとする。一般廃棄物処理計画を変更したときも、同様とする。

(市が行う一般廃棄物の処理)

第13条 市は、一般廃棄物処理計画に従い、家庭系廃棄物及び必要と認める事業系一般廃棄物を処理するものとする。

2 一般廃棄物の区分及び区分ごとの処理基準は、規則で定める。

(適正処理困難物の指定等)

第14条 市長は、一般廃棄物のうちから、適正な処理が困難であると認められるもの(以下「適正処理困難物」という。)を指定することができる。

2 市長は、前項の規定による指定をしたときは、これを告示するものとする。

3 市長は、適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、事業者自らの責任でその回収等の措置を講じるよう協力を求めることができる。

(占有者等の協力義務)

第15条 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合は、管理者とする。以下「占有者等」という。)は、その土地又は建物から排出される一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処理することができる物については、自ら処理するように努めるとともに、自ら処理できない一般廃棄物については、適正に分別し、保管し、排出しなければならない。

(排出禁止物)

第16条 占有者等は、市が行う一般廃棄物の収集に際して、次に掲げる廃棄物を排出してはならない。

(1) 有毒性物質を含む物

(2) 危険性のある物

- (3) 引火性のある物
- (4) 容積又は重量の著しく大きい物
- (5) 著しく悪臭を発する物
- (6) 特別管理一般廃棄物に指定されている物
- (7) 前各号に定める物のほか、一般廃棄物の処理に著しい支障を及ぼすおそれのある物

2 占有者等は、前項各号に掲げる一般廃棄物を処分しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

(生活環境の清潔の保持)

第21条 占有者等は、その土地又は建物の清潔を保つとともに、みだりに廃棄物が投棄されることのないよう必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、占有者等が前項の規定を遵守しない場合で、当該土地又は建物の周辺の住民の生活環境を著しく害していると認めるときは、その占有者等に対して、必要な措置を講じるよう勧告することができる。

6 . 河内長野市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則 { 抜粋 }

(平成7年3月31日規則第17号)

(多量排出事業者)

第3条 条例第9条第1項に規定する多量排出事業者とは、1日平均84キログラム又は45リットル袋14個分以上の一般廃棄物を排出する事業者をいう。

2 多量排出事業者は、毎年1回、市長が定める期限までに、事業系一般廃棄物の減量化・資源化計画書(様式第1号)を作成し、市長に提出しなければならない。

3 条例第9条第3項に規定する届出は、前項の計画書を提出することにより行うものとする。

4 計画書に記載した事項に変更があったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(一般廃棄物の処理の申込み)

第4条 一般廃棄物の処理を受けようとする者又は一般廃棄物の処理を必要としなくなった者は、市長に申し出てその指示に従わなければならない。

2 前項の申し出の内容に変更が生じたときも同様とする。

(一般廃棄物の区分及び処理基準)

第5条 条例第13条第2項に規定する一般廃棄物の区分及び区分ごとの処理基準は、次のとおりとする。ただし、収集、運搬又は搬入する日は、市長が指定する日とする。

(1) ごみ

イ 事業系一般廃棄物

(ア) 普通ごみ 排出状況等に応じて定める回数

(イ) 資源ごみ 週1回

(ウ) 臨時的な収集 申込みによりその都度

(エ) 直接搬入ごみ 申込みによりその都度

臨時的な収集 申込みによりその都度

(分別排出)

第6条 条例第15条に規定する適正な分別は、一般廃棄物をもえるごみ、資源ごみ、もえないごみ・粗大ごみ等の種類ごとに分別して排出することをいう。

2 市長は、占有者等に対して分別等の方法を指示することができる。

(処理手数料の徴収方法)

第7条 条例第18条に規定する一般廃棄物処理手数料は、次の各号に定めるところにより徴収する。

(3) 事業系一般廃棄物(ごみ) ごみ処理券を購入する場合又は持ち込み処理する場合は、その都度徴収する。ただし、市長が必要と認める場合は、毎月又は2箇月以上一括して徴収することができる。

(推奨ごみ袋)

第14条 市長は、分別収集の向上等を図るため乳白色を基調とした半透明のごみ袋の普及に努めるものとする。

2 事業者及び市民は、前項で市長が推奨するごみ袋の使用に努めなければならない。